

6月から介護保険料の納付が始まります！

令和7年度の介護保険料納付通知書を6月中旬に65歳以上の普通徴収(納付書によるお支払い)の方へお送りしますので、通知書は必ず開封して内容をご確認のうえ、期限内に納付をお願いします。

年金が年額18万円以上の方⇒年金から【天引き】になります(特別徴収)

★令和7年度の介護保険料の納期限

1期:6/30 2期:7/31 3期:9/1
4期:9/30 5期:10/31 6期:12/1
7期:1/5 8期:2/2 9期:3/2 10期:3/31

★どうしても納付が困難な時は・・・

分割による納付相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。介護長寿課までご相談ください。

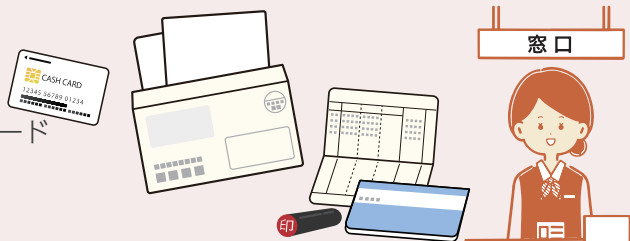
納め忘れがないように、口座振替をご利用ください。

必要なもの

- 介護保険料の納付書または納付通知書
- 本人確認書類
- 届出印
- 預貯金通帳
- 金融機関のキャッシュカード

手続き場所

介護長寿課または県内の金融機関



問 介護長寿課 ☎973-3208

6/2
開始!

高齢者向け補聴器購入費を助成します。

市では、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる高齢者に対し、6月より補聴器購入費の助成を行います。事前の手続きが必要となりますので、助成を希望する方は介護長寿課へご相談ください。



助成対象者	①市内に住所を有している65歳以上の方であること ②住民税非課税世帯であること ③耳鼻咽喉科の医師より、補聴器の使用が必要と意見書を徴することができること ※障害者総合支援法など他の制度で補聴器の補助・交付を受けることができる方や、過去に本助成を受けたことがある場合は、利用できません。
助成内容	①補聴器本体1台分の購入費として、 1人当たり3万円(上限額) を助成します。 ②助成は1人 1回 限りです。
申し込み	・申し込み開始は 6/2(月) です。 ・助成希望の方は、事前確認依頼書を 介護長寿課 高齢者福祉係 へ提出してください。 ※要件の確認ができた方には、医師意見書・助成申請書の用紙をお渡しします。
注意事項	・市の助成決定前に購入した補聴器は、助成の対象になりません。 ・診察料、検査料、医師意見書作成料等にかかる費用は自己負担となります。

問 介護長寿課 ☎973-3208